

札幌市乗合バス路線維持補助金交付要綱

(平成21年11月24日市長決裁)

最近改正 令和6年1月29日

(総則)

第1条 札幌市乗合バス路線維持補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市民生活に欠かすことのできない市内バス路線の維持の必要性に鑑み、予算の範囲内において、乗合バス事業者に対し、バス路線の運行に係る費用の一部を補助することにより、札幌市及び乗合バス事業者の役割分担の下で市内バス路線の適切な維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バス路線、系統、乗合バス事業者及び輸送量

札幌市乗合バス路線維持対策要綱（平成21年11月24日市長決裁。以下「維持要綱」という。）第2条に定めるバス路線、系統、乗合バス事業者及び輸送量をいう。

(2) 移行系統

本市が平成12年3月31日若しくは平成13年3月31日又は平成15年3月31日若しくは平成16年3月31日をもって廃止した系統であって、廃止した日の翌日から、引き続き同一の乗合バス事業者が、第7条に規定する維持計画策定の時点まで運行している系統をいう。

(3) 補助対象事業

乗合バス事業者が行う、次条に規定する補助対象系統の運行事業をいう。

(4) 補助対象事業者

次条に規定する補助対象系統を運行する乗合バス事業者をいう。

(5) 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(6) 地域キロ当たり標準経常費用

補助対象期間における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく地域キロ当たり標準経常費用のうち、地域区分が北海道に該当するものをいう。

(7) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間における乗合バス事業者の乗合バス事業に係る1キロメートル当たりの経常費用をいう。

(8) 経常収益

補助対象期間において、補助対象事業者が得た系統ごとの経常収益であって、別に定めるものをいう。

(9) 経常費用

ア 移行系統においては、補助対象期間における乗合バス事業者のバス路線運行に係る経常費用であって、別に定めるところにより各系統に配分したものをいう。

イ 移行系統以外の系統においては、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用のうち、いずれか少ない方の額を用いて、別に定めるところにより系統ごとに算定したものをいう。

(補助対象系統)

第4条 補助金の交付対象とする系統（以下「補助対象系統」という。）は、次に掲げる要件の各号に適合する系統とする。

(1) 維持要綱第3条に規定する維持対象系統であること。

(2) 移行系統においては、当該系統の経常収益の額が、当該系統の経常費用の額に満たない系統であること。

(3) 移行系統以外の系統においては、補助対象期間の3カ年度前の4月1日から第7条に規定する維持計画策定の時点まで引き続き運行しており、補助対象期間の直前3カ年度及び補助対象期間のすべてにおいて、当該系統の経常収益の額が、当該系統の経常費用の額に満たない系統であること。ただし、市長が特に認めたときはこ

の限りではない。

(4) 輸送量が150人以下の系統であること。

(5) 当該系統が属するバス路線の輸送量が15人以上、及び別に定める運行回数が3回以上の系統であること。

(補助金の額)

第5条 補助対象系統に係る補助金の額は、当該系統の経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象系統が他の団体の制度において補助金交付の対象となる場合は、当該制度における基準に基づき算定される補助金相当額を控除した額とする。

(補助対象事業に関する計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、補助対象期間の属する年度の7月末日(当該日以降に新たに補助対象事業を実施する乗合バス事業者においては、市長が別に指示する日)までに、当該年度の補助対象事業に関する計画書その他市長が必要と認める書類(以下「計画書等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 乗合バス事業者は、計画書等に掲載した補助金の交付を受けることを予定する全ての系統について、別に定めるところにより評価を行い、その結果を補助対象系統評価調書(以下「調書」という。)により、計画書等の提出に併せて市長に報告しなければならない。

(維持計画の策定及び承認)

第7条 市長は、前条に規定する計画書等及び調書を受理したときは、これを審査し、相当と認めるときは、札幌市乗合バス路線維持計画(以下「維持計画」という。)を策定して、維持要綱第4条に規定する札幌市乗合バス路線維持審査会(以下「審査会」という。)の承認を受けるものとする。

(維持計画の決定通知)

第8条 市長は、前条に規定する審査会の承認を受けたときは、維持計画を決定し、計画書等を提出した乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

(計画書等に係る変更の通知)

第9条 第6条第1項に規定する計画書等を提出した乗合バス事業者は、当該計画書等の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 維持計画に掲載された系統について、補助金の交付を受けようとする乗合バ

事業者は、補助対象期間の翌年度の7月末日までに、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に補助対象事業の実績等に係る書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、これを審査し、当該申請書等の内容を適正と認めるときは、札幌市乗合バス路線維持補助金交付明細表を作成し、審査会の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する審査会の承認を受けたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、申請書を提出した補助対象事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条第2項の規定による通知後、補助対象事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金額の減額）

第13条 市長は、補助対象事業者が、偽りその他の不正な手段によって補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は第11条第2項の規定により確定した補助金の額（以下「確定補助金額」という。）を減額することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は確定補助金額を減額した場合において、当該取消し又は減額に係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助対象事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の交付の日から納期限の日までの日数に応じ、当該返還を命じた補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

（補助金の返還）

第14条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消され、又は確定補助金額を減額された補助対象事業者は、返還を命ぜられた補助金の額に前条第3項に規定する加算金の額を加えた額を、指定された期限までに遅滞なく返還しなければならない。

（延滞金）

第15条 補助対象事業者は、第13条第2項の規定により返還を命ぜられた返還金を指定された期限までに本市に納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(関係書類の整備)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施の状況及び補助対象事業に係る収支の状況が明示された帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して5年間、保存しなければならない。

(検査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して前条に規定する帳簿類の開示を求め、補助対象事業に係る検査を行うことができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

(遡及適用)

2 この要綱は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における補助対象事業についても、遡及して適用する。

(旧要綱の廃止)

3 札幌市乗合バス路線維持対策補助金交付要綱(平成19年3月30日市長決裁)は、この要綱の施行をもって廃止する。

(輸送量及び運行回数の要件に係る経過措置)

4 第4条第5号の規定は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの期間に行われた補助対象事業については、これを適用しない。

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置)

5 第4条第3号の内「補助対象期間の3カ年度前の4月1日から第7条に規定する維

持計画策定の時点まで引き続き運行しており、補助対象期間の直前3カ年度及び補助対象期間のすべてにおいて、」の部分及び第4号の規定は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間に行われた補助対象事業については、これを適用しない。また、第4条第5号の輸送量の要件に係る規定は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間に行われた補助対象事業において新たに適合しなくなる場合であっても、これを適用しない。

(営業所単位で移行された移行系統に係る経過措置)

- 6 乗合バス事業者が現に運営している白石・琴似・藻岩・東・新川営業所のそれぞれにおいて、本市が運営していた当時に当該営業所が管轄していた移行系統に係る経常収益の総額に第5条に規定する補助金の当該移行系統分の総額を合計した額が、当該移行系統の経常費用の総額に満たないときは、平成20年4月1日から令和5年3月31日までの期間における運行分に限り、その差額を、第5条に規定する補助金と併せて補助するものとする。

(路線維持に係る特例措置)

- 7 維持要綱第3条に規定する維持対象系統の経常収益の総額に、附則5を適用して算定した第5条及び附則6に規定する補助金の総額を合計した額が、全ての系統について第3条第9号アの例により算定した維持要綱第3条に規定する維持対象系統の経常費用の総額に満たないときは、令和4年4月1日以降の運行分において、その差額を、附則5を適用して算定した第5条及び附則6に規定する補助金に加えて補助するものとする。
- 8 附則7による補助の適用に当たっては、第6条から第9条の規定、及び第10条の内「維持計画に掲載された系統について、」並びに「補助対象期間の翌年度の7月末日までに、」について、これを適用しない。

附 則 (平成23年3月25日一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月5日一部改正)

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成26年12月19日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日一部改正）

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則（令和5年4月13日一部改正）

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則（令和6年1月29日一部改正）

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。